

2 子どもが生まれたら

出生届

子どもが生まれた日を含め 14 日以内に、届出をしてください。届出は、出生した市町村、届出人の住所・本籍地のいずれでも可能です。

届出に必要なもの

- 出生届（病院等が発行します）
- 母子健康手帳
- 届出人の身元確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）



市民課 戸籍係 TEL:21-0252または各地域局 協働推進係 TEL(30p～参照)

妊婦支援給付金・子育て応援金

出生児の母であって、子どもとともに市内に住所を有する場合、市から子育て応援金として 10 万円相当を支給します。また、第3子以降のお子さんは、5 万円の上乗せがあります。

（申請時に印鑑と支給（振込）先金融機関の口座番号等が分かるものが必要です。）

健康づくり課 TEL:21-0228

多子世帯いきいき子育て 応援金事業

市内に住所を有する第3子以降の児童の保護者に対し、小中学校への入学時に5万円の入学祝金を支給します。（申請時に身分証明書、受取口座の通帳等の写しが必要です。）

こども未来課
支援係 TEL:21-2666



出産育児一時金直接支払制度

国民健康保険に加入している方が出産する時に、あらかじめまとめた出産費用を用意しなくても安心して出産できるよう、市から直接医療機関に出産育児一時金の50万円を支払う制度です。制度を利用する場合は、出産する医療機関で出産前申請をしてください。出産にかかった費用が、出産育児一時金より少ない場合は、その差額が支給されますので市役所で手続きをしてください。なお、国民健康保険以外の方は、ご自身が加入している医療保険者から支給されます。

市民課 健康保険係 TEL:21-0258または各地域局 協働推進係 TEL(30p～参照)



産婦健康診査事業



おおむね産後2週間および、産後 1 か月の産婦を対象とした健康診査に関わる費用を助成しています。

別冊母子保健ガイドに受診票が付いています。この受診票により市内の医療機関での定期健診を市が助成します。

公費負担上限 5,000 円（公費負担額を超えた残額は自己負担となります。）

健康づくり課 TEL:21-0228

産後ママ安心ケア事業

出産後の一定期間、医療機関や助産院の助産師等から、母乳ケアや授乳指導・育児相談が受けられます。対象は、高梁市内に住所を有する、医療を必要としないお母さんとそのお子さんです。なお、一部利用者負担金が必要で、食事代・衛生材料などは別途自己負担が必要です。

種類 項目	宿泊型ケア	日帰り型ケア	母乳育児相談	
			日帰り型	アウトリーチ型
サービス 内容	医療機関等に宿泊して サービスを受ける	日帰りでサービスを 受ける	1時間程度の サービスを受ける	自宅でサービスを 受ける
対象者	産後 12 か月以内の母子		産後 12 か月以内の母子	
利用限度	通算 7 日以内		通算 4 回以内（多胎児の場合は 6 回以内）	

健康づくり課 TEL:21-0228

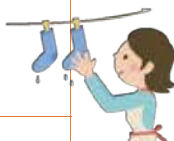
すくすく子育てヘルパー事業

家事や育児に不安・負担を抱える家庭や妊産婦がいる家庭を対象に、家事・育児をするヘルパーを派遣します。

対 象 者	・市内に住所を有し、妊産婦や 18 歳未満のお子さんがある家庭 ① 家事育児が困難な世帯 ② 若年妊婦や出産後支援が必要な妊婦がいる世帯等
支援内容	・家事支援(調理、買い物、掃除等) ・育児支援(沐浴補助、おむつ替え補助等) ・子育て相談
利用条件	・1 日 1 回 2 時間以内、6 か月 24 回以内
利 用 料	・1時間あたり 500円 ＊生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親世帯、その他市長が特に必要と認めた世帯は無料
注意事項	・この事業は、妊産婦や子育て世帯の自立に向けての子育て支援を目的としています。

＊事前にこども未来課で利用相談が必要です。家庭状況等により利用ができない場合があります。

こども未来課 こども相談係 TEL:21-0288



児童手当

児童手当は、高等学校卒業までの児童を監護（養育）している保護者等に支給されます。児童手当は、赤ちゃんが生まれてから15日以内に、認定請求の手続きをしてください。なお公務員の方は、勤務先に申請してください。大学生年代の子を養育しており、かつ3人以上の子を養育している場合は第3子以降の支給額加算が受けられます。（※手続きが必要）原則、現況届の提出は不要になりましたが、場合によって求めることがあります。また、転入・転出・転居時や、児童を監護しなくなった場合などにも届出が必要です。

新規申請時に必要なもの

- 請求者、配偶者の個人番号（マイナンバーカード）
- 請求者名義の金融機関口座の通帳
- 代理申請の場合は委任状（※）
- 児童の住所が市外の場合は、児童の個人番号（マイナンバーカード）（※）

（※）必要に応じ、提出を求めることがあります。

支給額

3歳未満の児童 1 人につき	月額 15,000 円
3歳以上高校生までの 第1・2 子の児童 1 人につき	月額 10,000 円
第3 子以降の児童 1 人につき	月額 30,000 円

こども未来課 こども相談係
TEL:21-0288
または各地域局協働推進係
TEL(30p～参照)

支給月

毎年偶数月にそれぞれの
前 2 か月分を支給します。

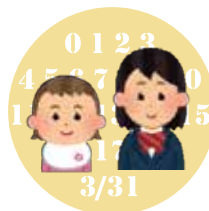
子ども医療費

高梁市では、18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの児童（一般的に高校卒業までの児童・生徒）の医療費の自己負担額が原則無料となる「子ども医療費」の給付を行っています。出生時や転入時には、「子ども医療費受給資格者証」の申請を行ってください。岡山県内での受診時には、医療機関にマイナ保険証等とともに「子ども医療費受給資格者証」を提示すれば、原則医療費の自己負担額は無料になります。

また、岡山県外で受診された場合や、「子ども医療費受給資格者証」を提示できなかった場合などは、医療機関で自己負担額を支払った後、領収書を添えて市に申請すれば、払い戻しを受けることができます。（薬の容器代や診断書作成料など、医療費に該当しない部分は払い戻しができません。）

ただし、幼稚園、保育園、こども園、学校などの管理下でのケガや疾病の場合は、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」など、園・校で加入している保険をご利用ください。申請については所属されている園・学校へお問い合わせください。

こども未来課 こども相談係
TEL:21-0288
または各地域局協働推進係
TEL(30p～参照)



未熟児養育医療制度

生まれた時の体重が 2,000 グラム未満であるなどで、医師が入院療育を必要と認めた未熟児に対し、入院療育にかかる必要な医療費の給付を行います。この制度では所得に応じた自己負担額が生じますが、その自己負担額は「子ども医療費」の対象となりますので、実質的に保護者の医療費負担は無料になります。

こども未来課 こども相談係 TEL:21-0288

